

2024年9月25日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
内閣官房長官 林 芳正 様
内閣府特命担当大臣 加藤鮎子 様

カナリア・ネットワーク全国
共同代表 青山和子
共同代表 深谷桂子

公的な空間での香り演出に関する意見書

貴府におかれましては、日頃より、内閣の重要政策に関する行政にご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

私共は、日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国（CAN）と申します。（2024年9月現在、会員数約860人。）被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。2023年6月5日付け、2024年3月11日付けで、空気中の香料などの化学物質が社会的障壁となっている現状の改善を求める要望書を提出しております。

貴府の国会答弁により、香りなどで健康被害を受ける化学物質過敏症患者等は、障害者差別解消法の合理的配慮の対象となりうる事が示されていますが、最近、公的な空間で、サービスと称した香りを用いた演出を行う動きが、頻発しています。

9月11日、音楽ユニット「ゆず」が、ライブでの香り演出計画を発表したところ、様々な意見が寄せられ、翌12日には、配慮に欠ける演出内容であったことのお詫びとともに、香り演出の中止が即断されました。（*1）

また、9月13日から関西国際空港ラウンジで香り演出の実証実験が計画されていることが話題になりました。（現在、実験開始は延期されています。）（*2）過去にも、電車改札口、駅構内、夜行バス車内など、公共交通機関内や附属施設内での香り演出が計画され、利用者等からの意見によって中止に至っています。

9月18日には、香りを利用したビジネスへの参入を発表した大手企業があります。

香りは人を癒す良いものであると思われていますが、それはパーソナルな空間における嗜好品としてが前提です。嗅覚の個人差を無視し、公的な空間で意図的に使用することには問題が生じます。自然物、人工物を問わず、香りは空気中にある化学物質で、有害なものもあれば、アレルギー症状を引き起こすものもあります。香りが引き金となって、片頭痛・喘息・化学物質過敏症等の患者、発達障がいによる感覚過敏者、抗がん剤治療者、妊婦等は、頭痛、咳き込み、吐き気、意識障害などの健康被害を受けることもあります。そのため、こうした人々は、香り演出された公的な空間を無条件に安心して利用することが出来ません。

香りが社会的障壁（バリア）となり、公共施設をはじめ、人の集まる公的な空間に行き、利用し参加する機会が奪われている人々が存在する事実は、共生社会実現を目指している障害者差別解消法の趣旨に反します。

2022年2月28日、参議院予算委員会における岸田総理答弁には、「公的な場を始め様々な場におけるこの香りへの配慮、こうしたものについて周知を図る、こうした取組も進めていかなければならないと考えます。」とありますが、消費者庁など5省庁連名で作成された、香りへの配慮を促すポスターの活用だけでは周知に限界があります。

